

藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料費、公共料金等の物価高騰によりサービス提供に伴う支出が増大している障がい福祉サービス事業所が安定的に継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「平成17年法律第123号」（以下「法」という。））に定める事業所のうち市内に所在し別表のいずれかに該当する事業所であって、次の各号のいずれにも該当する事業所をいう。

ア 交付申請時点において現に運営しており、かつ交付決定時点においても継続して運営していること。

イ 令和5年度中に藤沢市民に対するサービス提供実績があること。

(2) 定員数 交付申請時点において、指定権者に届け出ている利用定員数をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、藤沢市が課税する市税を滞納していない法人が運営する事業所のうち、市長が適当と認めた者とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、令和5年10月31日までに、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書兼請求書に示す必要書類を添付し、提出しなければならない。

3 申請は、1事業所につき1回限りとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定したときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、交付を決定した場合の通知は、申請者が指定する金融機関の口座への助成金の振込みをもって代えることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定をするにあたり、必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成を行うことを決定したときは、交付を決定した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助成額の算定)

第9条 助成額は、次条に定める額の合計後に百円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 助成額は、令和5年度の運営予定期間をもって積算する。ただし、月の途中に

において開始又は終了する場合は当該期間に算入しない。

(助成額)

第10条 助成額は、別表1の事業種別欄に定める事業所ごとに、同表の利用定員数欄に定める区分に応じ、助成金の月額欄の金額、運営予定月数を乗じた額とする。

2 別表1の事業種別について同一事業所番号で複数に該当する場合は、それぞれの種別について申請できることとする。

(利用者への還元)

第11条 この助成金の交付を受けた者は、助成の趣旨に従い、利用者及び市内製造、販売事業者への経済的還元に努めるものとする。

(規則の適用)

第12条 この要綱に定めのない事項について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）第9条から第12条までの規定を適用する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 10 条関係)

事業種別	利用定員数	助成金の月額
居宅介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、重度訪問介護、宿泊型自立訓練、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、移動支援	/	4, 000 円
就労移行支援 (一般型)、就労継続支援 (A 型)、就労継続支援 (B 型)、自立訓練 (生活訓練)、生活介護、日中一時支援、地域活動支援センター	10 人以下	6, 000 円
	11 人以上 30 人以下	12, 000 円
	31 人以上 50 人以下	24, 000 円
	51 人以上	36, 000 円
施設入所支援、短期入所、共同生活援助	10 人以下	22, 500 円
	11 人以上 30 人以下	45, 000 円
	31 人以上 50 人以下	90, 000 円
	51 人以上	135, 000 円